

中小企業省エネ設備等導入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 エネルギー価格の高騰等の影響により、省エネ対策による燃料・電力の消費抑制が急務となる中、県内中小企業における脱炭素化及びエネルギーコストの削減対策を促進するため、補助事業者が行う、中小企業における省エネ設備等の導入に伴う経費の一部を補助する事業に要する経費について、県は予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は、個人事業主、中小企業団体等及びその他法人（医療法人、社会福祉法人、NPO法人等）であり、かつ従業員300人以下の法人をいう。

(2) 省エネ設備等

エネルギーコストの削減に繋がる省エネ設備、断熱窓、創エネ設備等をいい、このうち補助事業の対象となる設備等の要件は知事が別に定めるものとする。

(3) 補助事業者

補助事業を行う者（執行団体）をいう。

(4) 補助事業

補助事業者が事業者に対して中小企業における省エネ設備等の導入に伴う経費の一部を補助する事業及び当該補助事業に必要な事務をいう。

(5) 事業者

省エネ設備等を導入する中小企業をいう。

(補助金交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 県内で補助事業を実施することができる法人

(2) 補助事業の円滑な実施に支障を来たさない、十分な業務遂行能力と適正な経理執行体制を有すること。

(3) 日本国内に拠点を有していること。

(4) 本県からの補助金交付等停止措置又は指名除外措置が講じられている者でないこと。

(5) 金融機関取引停止処分を受けていない者であること。

(6) 宗教活動や政治活動を主たる目的としている者でないこと。

(7) 次の①～⑥に該当する者が、経営に関与していないこと。

① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

- 号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)の構成員
- ② 暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又はその構成員を利用している者
 - ④ 暴力団又はその構成員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑤ 暴力団又はその構成員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 暴力団又はその構成員であることを知りながらこれらを利用している者
- (8) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。

(補助金交付の対象等)

第4条 補助事業の対象となる経費は、別表1に掲げるもののうち知事が必要かつ相当と認めるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別記様式第1号による補助金交付申請書に知事が定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、規則第4条第1項の規定により補助金の交付を決定し、規則第6条の規定により、申請者に対し速やかに通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 補助事業の内容又は経費の配分の変更(別表2に掲げる軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ別記様式第2号による補助事業変更承認申請書1部を知事に提出し、その承認を受けること。

- 2 補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記様式第3号による補助事業中止(廃止)承認申請書1部を知事に提出し、その承認を受けること。
- 3 補助事業の完了期限は、令和9年3月5日までとする。
- 4 補助事業が期限内に完了する見込みがなくなったとき、又はその遂行が困難となったと

きは、速やかに別記様式第4号による補助事業事故等報告書1部を知事に提出し、その指示を受けること。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、書面をもって申し出ることとし、知事が定める期日は、規則第6条の規定による通知を受けた日から20日以内とする。

(契約等)

第9条 補助事業者は、補助事業のうち、補助事業を執行管理する業務における事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分を第三者に請負わせ、又は委託してはならない。

(状況報告)

第10条 規則第10条に規定する状況報告は、知事から報告を求められたときは、補助事業の遂行の状況に関し、知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は令和9年3月5日のいずれか早い日までに別記様式第5号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金等の交付)

第12条 知事は、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定し、規則第15条の規定により交付するものとし、補助事業者は、別記様式第6号により補助金の交付を請求するものとする。

(交付の特例)

第13条 規則第16条第2項に規定する概算払交付請求書の様式は、別記様式第7号のとおりとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 知事は、第7条第2項の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、この要綱又はこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、規則第19条第1項による加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(帳簿等の保存期間)

第15条 規則第21条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該補助事業の完了の日から起算して10年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

(仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第8号による消費税等仕入控除税額の確定報告書1部を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告により、補助金の返還が必要となった場合は、当該仕入控除税額に補助率を乗じて得た金額の全部又は一部の返還を命ずる。

(財産の管理等)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、別記様式第9号による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

(財産の処分の制限)

第18条 取得財産等のうち、規則第22条第1項第2号及び第3号の規定に基づき処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 規則第22条第1項ただし書きの規定に基づき知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日付け大蔵省令第15号）に定めるとおりとする。
- 3 補助事業者は、前項に規定する期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、別記様式第10号により知事に申請し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、前項に係る承認をした場合において、補助事業者に当該承認に係る財産を処分したことによって収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(情報管理及び秘密保持)

第19条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を

遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち事業者、その他の第三者の秘密情報（補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（補助金交付の際に補助事業者が付すべき条件）

第20条 補助事業者は、事業者に補助金を交付するときは、前条までの規定に準じる条件を付さなければならない。

（その他必要な事項）

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月16日から施行する。

別表1 補助金交付の対象等

経費区分	補助対象経費	補助率
交付業務(事業者へ交付する補助金)	事業者に対して、省エネ設備等の導入に要する経費(設備費、工事費)の1/2又は2/3※に相当する額若しくは500万円のいずれか低い額で、補助事業者が支給する補助金。	補助対象経費の10/10
管理業務(補助事業者の事業実施に係る事業)	(1)人件費 (2)謝金 (3)旅費 (4)会議費 (5)賃借料 (6)通信運搬費 (7)消耗品費 (8)雑役務費 (9)委託費 (10)広報・周知費 (11)その他の経費 (12)一般管理費 ※補助事業の実施に直接必要と判断しがたい消耗品等(例:新聞・雑誌の定期購読、日用品等)は補助対象とはならない。	補助対象経費の10/10 上限額:48,000千円
合計		上限額:548,000千円

※補助事業の補助率のうち、2/3以内については、省エネ診断等に基づく設備導入を行う事業者に限る。

別表2 軽微な変更

軽微な変更		備考
経費の配分の変更	事業の内容の変更	
1 補助事業に要する経費全体の20パーセント以内の減少となる内容の変更をする場合。 2 別表1に掲げる経費区分の相互間において、いずれか低い額の20パーセント以内の経費を変更しようとする場合。	第5条の規定により提出する事業計画書に掲げる事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業能率を低下させない事業計画の細部の変更をする場合。	